



鳥取県公報

平成14年 3月19日(火)
第 7 3 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県営土地改良事業の工事の完了（2件）（153・154）（耕地課）..... 1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （155）（水産課）..... 2
	公共測量の終了（156）（管理課）..... 2
	土地収用法による事業の認定（157）（"）..... 2
	土地区画整理組合の解散の認可（158）（都市計画課）..... 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（159）（"）..... 3
	開発行為に関する工事の完了（160）（"）..... 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（161）（"）..... 4
正 誤	平成13年 6月22日付鳥取県人事委員会規則第14号中訂正..... 4

告 示

鳥取県告示第153号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成14年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理	平成14年 2月28日

鳥取県告示第154号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成14年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営ほ場整備事業山上地区区画整理	平成11年5月31日

鳥取県告示第155号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中央賀露加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、旧中部ダム予定地域振興協議会長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業地域 東伯郡三朝町大字吉尾地内から同町大字小河内地内まで
- 3 終了年月日 平成14年1月16日

鳥取県告示第157号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
智頭町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業南因地区処理施設建設工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分 八頭郡智頭町大字木原字八右工門河原地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1
智頭町役場

鳥取県告示第158号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、米子市河崎北土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成12年3月31日から平成16年3月31日まで
- 2 施行地区
米子市河崎字大水落沖の一部
- 3 設立認可の年月日
平成12年3月28日
- 4 解散認可の年月日
平成14年3月14日

鳥取県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第160号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成13年5月30日鳥取県指令都計3 - 2第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原一丁目5 - 16
鳥取西部農業協同組合
代表理事組合長 水野 浩

鳥取県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
境港市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・4・1号樋ノ上川線
- 3 事業施行期間
平成7年8月22日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

正 誤

平成13年6月22日公布の鳥取県人事委員会規則第14号（職員の給料の調整額に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
5	22	<u>保育士及び言語聴覚士</u>	<u>保健士及び言語聴覚士</u>

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成14年度（平成14年4月から平成15年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成14年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

㊞

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 から 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

